

地域新電力業務実施計画策定業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 概要

(1) 業務の名称

地域新電力業務実施計画策定業務委託

(2) 業務の背景

那須塩原市では、令和2年3月に気候変動適応計画を策定し、同年4月には、地域気候変動適応センターを設置するなどし、気候変動適応について先進的な取組を進めている。

同年7月には、市民が「ここに住んでいれば安心」「ここに住んでいれば生き延びられる」と実感できるよう、地域内でのエネルギー自給を目指し、災害や非常時に強い、「持続可能なまち那須塩原市」の構築するための取組を「那須野が原グリーンプロジェクト」として展開している。

その取組の一つとして、地域の再生可能エネルギーを地域で活用することにより、地域内でのエネルギー自給を目指し、災害等への対応力を強化するとともに、地域内での経済循環、雇用創出、地域課題の同時解決を図ることを掲げ、昨年度、環境省補助事業である脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、「地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業」を活用し、地域再生可能エネルギーの導入や地域新電力の事業性などに関する実現可能調査を実施する等、地域新電力の検討を進めている。

(3) 業務の目的

地域新電力は電力小売業を主業務とするが、電源や電力の構成、需給バランスの調整、需要家の選択等により様々な事業形態があり、また自治体の関与の在り方など組織形態も一様でない。このように、多くの選択肢がある地域新電力を、市が目的として掲げた事項の達成に資する事業とするために、専門的な知見を有する事業者から適切な助言を得ながら経済性を有する業務実施計画を策定し、かつ事業実施体制の構築をするものである。

(4) 業務の内容

別紙仕様書に記載のとおり

(5) 履行期間

契約日の翌日から令和4年1月18日まで

(6) 提案上限額

11,550,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(7) 担当部局及び書類提出先等

那須塩原市気候変動対策局 担当：角田

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2

電話：0287-73-5651 FAX：0287-62-7500

e-mail：nccac@city.nasushiobara.lg.jp

2 参加者の資格要件

参加者は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和3年7月1日時点で那須塩原市の入札参加資格を有すること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされた者（これら手続開始の決定後、那須塩原市の入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 那須塩原市建設工事等指名停止基準（平成17年那須塩原市告示第143号）の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることその他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等が存しないこと。

3 公募型プロポーザルの手続き等

(1) 予定される実施スケジュール

ア 事業公募開始	令和3年 6月 8日 (火)
イ 参加申請書提出期限	令和3年 6月21日 (月) 午後5時まで
ウ 質疑書提出期限	令和3年 6月21日 (月) 午後5時まで
エ 質疑回答	令和3年 6月23日 (水) (予定)
オ 企画提案書等提出期限	令和3年 7月 6日 (火) 午後5時まで
カ 参加辞退届期限	令和3年 7月 6日 (火) 午後5時まで
キ プレゼンテーション	令和3年 7月12日 (月)
ク 審査結果の通知・公表	令和3年 7月13日 (火)

(2) 参加申請書の提出

本件に参加する場合は、参加申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、以下のとおり提出すること。

なお、参加申請書提出者に対し、資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者については、個別に通知する。

ア 提出期限 令和3年6月21日（月）午後5時まで（必着）

イ 提出部数 代表者印を押印したもの1部

ウ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

エ 提出先 1（7）に同じ。

(3) 質疑

本件に関し質疑がある場合は、質疑書（様式第2号）を提出することができる。質疑書は以下のとおり提出すること。

ア 提出期限 令和3年6月21日（月）午後5時まで（必着）

イ 提出方法 電子メールに質疑書を添付し、後記メールアドレスへ送付すること。なお、質疑書を提出した場合は、電話により到着の確認を行うこと。また、電子メールの件名は次のとおりとすること。ただし、参加者名称は略称でも可とする。

件名：地域新電力業務実施計画策定業務委託質疑：＋

送信年月日[yyyymmdd]＋（参加者名称）

【例】株式会社△△が令和3年6月21日に質疑書を送付した場合

地域新電力業務実施計画策定業務委託質疑：20210621 株式会社△△

ウ 電子メール送付先

那須塩原市気候変動対策局 nccac@city.nasushiobara.lg.jp

エ 質疑への回答

質疑への回答は、参加申請を行った者全員に、回答書を添付した電子メールを送信することにより行う。ただし、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断された場合は、回答を行わないことがある。

オ 質疑回答予定日 令和3年6月23日（水）

(4) 参加辞退

参加申請後、本事業への参加を辞退する場合には、参加辞退届（様式第3号）

を提出すること。

ア 提出期限 令和3年7月6日（火）午後5時まで（必着）

イ 提出部数 代表者印を押印したもの1部

ウ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

エ 提出先 1（7）に同じ。

（5）企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和3年7月6日（火）午後5時まで（必着）

イ 提出書類

- ① 履行実績等（様式第4号）
- ② 業務実施体制図（様式第5号）
- ③ 企画提案書（様式第6号）
- ④ 見積書及び内訳書（任意様式）

ウ 提出部数 正本1部 副本6部

エ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

オ 提出先 1（7）に同じ。

4 評価方法等

（1）評価基準

別表「評価基準」のとおり

（2）評価方法

評価基準により能力評価、提案評価及び価格評価を行い、それぞれの評価点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、同点となった者が複数あった場合は、能力評価の評価点がより高い者を契約候補者として選定する。

提案評価については、地域新電力業務実施計画策定業務委託に係る「プロポーザル選定委員会」による評価を行い、選定委員の評価点の平均を提案評価の点数とする。

能力評価、提案評価それぞれについて、配点の5割を基準点とし、能力評価、提案評価の点数のどちらか一方でも基準点に満たなかった提案者は選定の対象と

しない。

参加申請者が3者を超えた場合は、事前に能力評価を行い、その評価点が上位の3者について提案評価及び価格評価を行う。なお、同点となった者が複数あった場合は、それらの者すべてについて提案評価及び価格評価を行う。

(3) 提案評価

- ア 開催日時 令和3年7月12日(月)を予定
提案者ごとの集合時間等については、別途通知する。
- イ 開催場所 那須塩原市役所 本庁舎 302 会議室
- ウ 時間 提案者毎の時間は、35分(プレゼンテーション20分、質疑応答15分)とする。
準備に要する時間は、別途確保する。
- エ 参加人数 参加人数は、3人以内とする。なお、本業務において予定している主担当者は必ず出席すること。

オ 注意事項

- ① 短時間でのプレゼンテーションを予定しているため、時間内での実施に配慮すること。なお、発表の順番等については、提案者と協議することなく、市が決定する。
- ② 企画提案書と別の資料配布は許可するが、提案書と異なる内容については評価対象外とする。なお、配布する場合は、8部用意すること。
- ③ プレゼンテーションに当たり、市が用意するプロジェクタ及びスクリーンを使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等については、当日持参すること。
- ④ プレゼンテーションに参加する者は、新型コロナウイルス感染症感染予防対策を実施のうえ来庁すること。なお、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、プレゼンテーションを実施しないこともある。なお、その場合には提出された企画提案書により審査を実施する。

(4) 結果通知

評価結果は、令和3年7月13日に書面により通知する。同日に通知を送送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

5 契約の締結

契約候補者の選定後、被選定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された

見積書記載額で契約を行う。ただし、選定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、評価において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

6 その他

- (1) 企画提案書の提出後、提案者が2 (1) ~ (5) に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったときその他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。
- (2) 企画提案書は、仕様書を参考とし、様式第6号に従い業務の実施方針、手法、スケジュール等を記載すること。
- (3) 企画提案書の記述は、職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。
- (4) 企画提案書に記載した内容は、本業務における実施義務を提案者が提示したものとす。
- (5) 企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (6) 提出された資料は返却しない。また、那須塩原市情報公開条例（平成20年那須塩原市条例第31号）の規定による開示請求の対象となることがある。
- (7) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。
- (8) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (9) 本業務は、環境省「再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現事業」の補助金活用を想定しており、補助金の交付に至らなかった場合には、契約を締結しないことがある。